

本抄訳は、マドフ救済基金が第 2 回目の小切手送付の際に同封されていた通知の記載に基づいて、S M B C 日興証券株式会社が作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

マドフ救済基金
私書箱 6310
シラキューズ, ニューヨーク 13217-6310

謹啓 申請者様

貴方がマドフ関連証券での詐欺で金銭的損失を被った補償の一部として、マドフ救済基金（以下、「MVF」といいます。）からの支払いを同封しておりますことをお知らせいたします。今回の第 2 回目の分におきまして、MVF は約 22,000 件のマドフ詐欺被害者に対して、5 億 400 万ドル超の小切手を送っています。同封した支払いは、貴方が受け取ったと報告したこれまでの回収とあわせると、貴方が申請し承認された被害額の 40%となる見込みです。

米国司法省（以下、「DOJ」といいます。）は、マドフ関連証券での詐欺被害者の皆さまを特定し、それら被害者皆さまの被害額を計算し、約 40.5 億ドルを被害者の皆さまに分配するために、MVF を創設しました。この約 40.5 億ドルという基金の資産は、ニューヨーク州南部地区の米国弁護士事務所による様々な訴訟により法的に没収されたものです。私共の手続きは、マドフ詐欺被害者の皆さまを支援することに全面的に注力しています。これは被害者の皆さまが多くの場合、他に被害の回復源がないためです。

2 回の分配によって、MVF は 28,000 件以上の適格被害者に対して約 13 億ドルを支払います。MVF からの支払いの結果として、全ての参加いただいている適格被害者の皆さまが今、マドフ詐欺による被害額の少なくとも 40%を回収することを私共はとてもうれしく思っています。DOJ において残りの申請がすべて解決すれば、MVF はこの先も支払いを行い、すべての被害者が被った被害額の回収率はさらに高くなるでしょう。私共の手続きに関するさらに詳細な情報は、最近更新した MVF のウェブサイト www.madoffvictimfund.com を参照ください。

この小切手は、小切手が発行された日付（Issue Date）から 180 日で無効となりますのでご注意ください。もし、貴方の小切手が期限までに換金されない場合、無効となり、再発行はできません。さらに MVF からの貴方への将来の支払いは、この小切手が換金されるまで保留となります。従いまして、速やかに小切手を換金していただくことが我々関係者への支援にもなりますので、ぜひご協力をお願いします。もし、同封された小切手に問題があったり、何らかの理由により小切手の交換を希望される場合には、速やかに MVF のヘルプデスク（info@madoffvictimfund.com）またはウェブサイトに掲載している電話番号へご連絡ください。

MVF では、多くのマドフ詐欺による被害者がその損失額の一部を回収するための支援を引き続き行って参ります。これまで私共が支援を行った被害者の半分以上がこれまで全く回収金を受け取っていませんでした。私共はすべての被害者が、可能な限りもっとも高い金銭的な回収を受け取ることができるよう、DOJ と共に仕事を続けて参ります。同封した支払いはすべての被害者に公平さを提供するための私共の努力の現れであり、将来にわたり貴方にとって重要なものであることをお知らせします。

謹白
リチャード C. ブリーデン
特別管財人

この分配の支払いにかかる税制上の取扱いは、申請者ご自身でご確認願います。この分配の支払いの適切な取扱いに関しましては、ご自身の税務アドバイザーにご相談ください。

本抄訳は、マドフ救済基金が第 2 回目の小切手送付の際に同封されていた通知の記載に基づいて、S M B C 日興証券株式会社が作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

米国の納税者に関しましては、この分配は、貴方がマドフ関連証券での詐欺で金銭的損失を被った補償として、元本の部分的払戻しに相当します。この分配による税の取扱いの結論は、皆さん個々の状況や米国内国歳入庁 2009-20 改訂手続きに従って、詐欺被害損失として控除の申請をしていたかどうかにより様々です。すべての受取人は、今回の分配が、申告すべき支払いに相当するかどうかについて、税務の専門家に相談すべきです。DOJ と特別管財人は、被害者に対して**税務に関するアドバイス**をすることはできないということにご留意願います。

この資料に含まれる情報は、単に情報提供を目的とするものであって、税務に関するアドバイスではありませんし、信頼に足るものではありません。